

【概要版】ドミニカ共和国 — 波形棒鋼に対する AD 措置  
(2023 年 7 月 27 日加盟国配布、ドミニカ共和国が上訴)

上野一英（TMI 総合法律事務所 弁護士、学習院大学非常勤講師）

## I. 事実関係

ドミニカ共和国の AD 調査当局（CDC）は、2019 年 12 月 27 日、コスタリカからのコンクリート又はコンクリート補強用の波形又は変形鋼棒の輸入に対して、15%の AD 税を賦課すると決定（対象製品は、米国・中米・ドミニカ共和国自由貿易協定（CAFTA-DR）で 0%）。

対象製品のコスタリカでの製造者は ArcelorMittal、ドミニカでの AD 税申請者（及び国内産業のすべて）は Gerdau Metaldom であり、事実上競合 2 社間の AD を巡る紛争。

コスタリカは、2021 年 11 月 15 日、CDC によるダンピング、損害のおそれ・因果関係の分析、及び調査の手続的側面に関し、AD 協定等に違反するとして、パネル設置要請を実施。

第三国として、日本、米国、EU、カナダ、メキシコ、中国、インド及びロシアが参加（意見書を提出したのは、日本、米国、EU 及びメキシコのみ。）。

## II. 主要論点及び結論

パネルは、CDC の認定に関し、以下の点で AD 協定への不整合があると判断。

### A. ダンピングの認定

#### a. 輸出価格と正常価格（国内販売価格）の比較時点のずれ（AD 協定 2.1 条 4 文）

コスタリカは、CDC が輸出価格を算出する際に正常価格（国内販売価格）で用いられた時点の販売を取り込んだとして、輸出価格と正常価格の比較を「できる限り同一の時点で行われた販売」で行うものと定める AD 協定 2.4 条 2 文に不整合であると主張。

→パネル：協定不整合と判断

#### b. コスト未満販売の正常価格（国内販売価格）計算からの除外（AD 協定 2.2.1 条 2 文）

本件では、CDC がコスタリカにおける国内販売の 54%をコスト未満の販売として、正常価格の計算から除外。コスタリカは、CDC が原材料の上昇傾向にもかかわらず、月間平均ではなく年間平均のコスト値を用いたため、AD 協定 2.2.1 条 2 文が定める正常価格算定からの除外条件（コスト未満であることが「長い期間」「合理的な期間内に…回収することができない」ものであったこと）を充足せず、協定不整合であると主張。

→パネル：協定不整合と判断

### B. 損害及び因果関係の認定

#### a. 価格効果（AD 協定 3.1 条、3.2 条）

コスタリカは、CDC が 2016 年から 2018 年までの調査期間を通じて価格が上昇する傾向にあった点について説明せずにダンピング輸入による価格の押下げ（depression）を認定している点は、客観性を欠き、AD 協定 3.1 条、3.2 条と不整合であると主張。

→パネル：協定不整合と判断（価格上昇の抑制（suppression）の認定は、不整合なし。）

#### b. 国内産業への影響（AD 協定 3.1 条、3.4 条）

コスタリカは、国内産業へのインパクト分析に関し、CDC が、利益、キャッシュフロー、

雇用、市場シェアの損失に関する分析が証拠によって裏付けられていないこと、及び国内産業に関するすべての経済的な要因及び指標を評価することを怠ったことから、AD 協定 3.1 条、3.4 条に不整合であると主張。

→パネル：協定不整合と判断

#### c. 実質的な損害のおそれ (AD 協定 3.1 条、3.7 条)

コスタリカは、実質的な損害のおそれの分析に関し、CDC によるダンピング輸入が大幅に増加する可能性に関する分析、及びダンピング輸入の国内価格への押し下げ又は上昇抑制効果の分析は、いずれも客観的な証拠に基づいて行われておらず、ダンピング輸入が「明らかに予見され、かつ、差し迫ったもの」でなければならぬと定めた 3.1 条、3.7 条に不整合であると主張。

→パネル：協定不整合と判断

#### c. 因果関係 (AD 協定 3.1 条、3.5 条)

コスタリカは、CDC は将来の輸入と実質的損害のおそれとの因果関係に関し適切な分析をしておらず、また、不帰責性分析も不適切であるとして、AD 協定 3.1 条、3.5 条への不整合を主張した。

→パネル：因果関係の分析に限り、協定不整合と判断(不帰責性分析については判断せず)。

#### C. CDC の AD 調査開始決定 (AD 協定 5.3 条)

コスタリカは、CDC が調査開始時に依拠した国内販売価格の証拠が少量の波形鋼棒 1 種のインボイスのみであったことなどを理由に、調査開始決定は「十分な」証拠 (AD 協定 5.3 条) に基づかない不整合なものであると主張。

→パネル：主張を排斥 (協定整合的)

#### D. 調査手続面の瑕疵

パネルは、CDC が知れたる輸出者に対して調査申請書 (別紙を含む) の写しを提供したのが調査開始約 4 か月後であったことは、AD 協定 6.1.3 条に不整合と認定。それ以外のコスタリカによる調査手続面の瑕疵に関する主張は排斥 (AD 協定 6.4 条、6.5 条、6.7 条)。

#### E. DS 手続面 (付託事項の範囲外の主張 (DSU6.2 条))

ドミニカは、コスタリカの主張がパネル設置要請書における付託事項 (DSU6.2 条) の範囲外であると主張したが、いずれも排斥。

### III. 判断の意義

- ・ 「実質的損害のおそれ」に関して、調査当局の判断を AD 協定 3.7 条違反とした先例には、Mexico – Corn Syrup (DS132)、US – Carbon steel (DS436) などがある。
- ・ 本件では、調査当局の価格効果に関する認定に証拠上の裏付けがないとされたが (AD 協定 3.2 条違反)、価格効果認定における瑕疵が調査当局の「実質的損害のおそれ」に関する判断の AD 協定 3.7 条違反の根拠とされた (パラ 7.271-278)。
- ・ このようなパネルの判断は、China – GOES (DS414) 上級委員会判断で確認された AD 協定 3 条における損害・因果関係の最終判断に至る「調査事項の論理的順序 (logical progression of inquiry)」が「実質損害のおそれ」の認定でも貫かれることを示している。

## 2023 年（令和 5 年）度 WTO パネル・上級委員会報告書等研究会（第 3 回）

### 【概要版】ドミニカ共和国 — 波形棒鋼に対する AD 措置 (2023 年 7 月 27 日加盟国配布、ドミニカ共和国が上訴)

上野一英（TMI 総合法律事務所 弁護士、学習院大学法学部非常勤講師）

#### I. 事実関係及び検討の視点

ドミニカ共和国の AD 調査当局（不公正取引行為及びセーフガード措置に関する規制委員会（CDC））は、2019 年 12 月 27 日、コスタリカからのコンクリート又はコンクリート補強用の波形又は変形鋼棒の輸入に対して、15%の AD 税を賦課すると決定した。

対象製品のコスタリカからドミニカへの輸入関税は、賦課決定まで、米国・中米・ドミニカ共和国自由貿易協定（CAFTA-DR）で 0%とされていた。

対象製品のコスタリカでの製造者は ArcelorMittal、ドミニカでの AD 税申請者（及び国内産業のすべて）は Gerdau Metaldom であり、事実上競合 2 社間の AD を巡る紛争である。

ドミニカは、過去に 5 件の AD を発動しており、本件が現時点で直近の発動事例である。

コスタリカは、2021 年 11 月 15 日、CDC によるダンピング、損害のおそれ・因果関係の分析、及び調査の手続的側面に関し、AD 協定等に違反するとして、パネル設置要請を行った。

第三国として、日本、米国、EU、カナダ、メキシコ、中国、インド及びロシアが参加した（意見書を提出したのは、日本、米国、EU 及びメキシコのみ。）。

本件は、汎用的な鉄鋼製品に関して、現時点での国内産業に著しい損害は生じていないことを前提に、損害の「おそれ」があるとした調査当局の判断について、AD 協定への実体面及び手続面での不整合があると判断されたもの。

調査当局として不慣れな点があったと思われるが、そもそも実態として AD 税を課すだけの事実関係が揃っていなかった事例であるとも考えられる（仮：要考察）。

#### II. 主要論点及び結論

パネルは、CDC の認定に関し、以下の点で AD 協定への不整合があると判断した。

##### A. ダンピングの認定

a. 輸出価格と正常価格（国内販売価格）の比較時点のずれ（AD 協定 2.1 条 4 文）

コスタリカは、CDC が輸出価格の計算に用いられた販売には、ダンピングマージンに関する調査対象期間（2017年5月1日～2018年4月30日）の前に請求書が送付されたものがあったのに対し、正常価格（国内販売価格）の計算に用いられた販売は、請求を含めすべて調査期間の範囲内のものであり、輸出価格と正常価値の比較を「できる限り同一の時点で行われた販売」で行うものと定める AD 協定 2.4 条 2 文に不整合であると主張した（パラ 7.35-38）。

パネルは、コスタリカの主張を認め、本件で CDC が正常価格に関して請求書ベースで判断するのであれば、輸出価格についても同様の方法によるべきであり（パラ 7.55）、これは輸入価格と正常価格の加重平均を用いる場合でも同じであること（パラ 7.60）などから、CDC の計算方法は AD 協定 2.4 条 2 文に不整合であると判断した（パラ 7.61-64）。

なお、パネルは、その他の AD 協定 2.4 条に関する請求に関し、訴訟経済を考慮して判断しないとした（パラ 7.65-69）。

#### **b. コスト未満販売の正常価格（国内販売価格）計算からの除外（AD 協定 2.2.1 条 2 文）**

コスタリカ CDC はコスト以下の販売と認められたものは、正常価値の計算から除外していた。

パネルは、調査機関は、「販売時点」でコストを超える販売を合理的に識別できる方法論を使用することが要求されており、取引がコスト以下であるかどうかの分析を歪めないようにしなければならないとした。

パネルは、CDC が、調査期間の年間加重平均の使用に基づく分析で歪みの可能性を考慮していなかったにもかかわらず、生産コストが POI 中に大幅に増加したことを認識しており、AD 協定第 2.2.1 条 2 文に不整合であると判断した。

### **B. 損害及び因果関係の認定**

#### **a. 価格効果（AD 協定 3.1 条、3.2 条）**

CDC は、価格効果について、(a)「2016 年以降、コスタリカからの輸入品は大きく国産品価格（※ドミニカでの同種品の販売価格）の下回り（undercutting）があった」、(b)「2015 年から 2017 年の間に、国産品価格は 6%下がっていた」、(c)「国産品価格の抑制分析（suppression analysis）に関して、製品の平均販売価格からみると、国内産業がその生産コストを回収することが可能だったといえる」と認定した（パラ 7.114）。

コスタリカは、(a)について、CDC は AD 協定 3.2 条で求められる「著しい(significant)」ことの認定をしていないこと、(b)について、CDC が 2016 年から 2018 年までの調査期間を通じて価格が上昇する傾向にあった点について説明せずにダンピング輸入による価

格の押下げ (depression) を認定している点は客観性を欠くこと、(c)について、CDC が国内産業の価格がコスタリカからの輸入がなければ高かったことへの言及がないこと、等をそれぞれ理由に、AD 協定 3.1 条、3.2 条と不整合であると主張。

パネルは、以下のとおり、(b) 価格押下げの認定についてのみ、協定不整合と判断した。

#### (a) AD 協定 3.1 条及び 3.2 条の要件 (セクション 7.5.2.2)

3.1 条に基づく客観的な検証義務に関して、パネル及び上級機関は、同条の「積極的な証拠」とは、「肯定的で、客観的で、検証可能で、信頼できる」証拠であることを求めると判断している。「客観的な検証」という文言は、調査機関の検証が「誠実と基本的公正の基本原則に従うこと」を要求し、かつ「偏らない方法で行われ、調査においていかなる利害関係者や利害関係者グループをも優遇しないこと」が必要であると意味している。

3.2 条 2 文は、調査機関にダンピング輸入品の価格への影響を「考慮する」義務を課す。「考慮 (consider)」という言葉の通常の意味は、「注意深く見る…よく考える」とされており、調査機関に確定的な決定をする義務を課していないことに留意する必要がある。

価格の下回り (undercutting) に関して、3.2 条は、当該輸入国の類似商品の価格と比較して、ダンピング輸入品による「顕著な価格の下回りがあったかどうかを考慮する」ことを求めている。したがって、3.2 条は、ダンピング輸入品の価格と国内類似商品の価格の比較を要求している。また、価格の下回り分析においては、一時的なものではなく、時間をかけて継続する価格効果を考慮することが求められる。

価格の押下げに関して、3.2 条の文脈により、当局はダンピング輸入品によって国内の類似商品の価格が押し下げられているかどうかを考慮する必要がある。価格上昇の抑制については、当該輸入品がなければ価格が「そうであったであろう」ことを考慮する必要がある。したがって、価格抑制の考慮は反事実的 (counterfactual) な性質を持つ。

中国 GOES 事件の上級委員会は、3.2 条 2 文がダンピング輸入品「の影響が (the effect of)」著しい価格の押下げや上昇抑制であるかどうかを確認することにより、当局が特定の価格効果が当該輸入品の結果であるかどうかを考慮することを明示的に要求していると解釈している。このように、3.2 条は、価格押下げ及び抑制をダンピング輸入品に関連付け、価格と輸入品との関係を考慮することを求めており、当パネルは、3.2 条 2 文に基づく分析において、当局が著しい価格押下げ及び抑制を考慮する目的で、単に国内価格に生じていることを考慮するに留まることは不十分であるという上級委員会の考え方に同意する。

調査当局は、3.2 条 2 文に述べられた 3 種類の価格効果が「著しい」かどうかを考慮しなければならない。但し、同条は「著しい」ことの最低限の基準を定めておらず、顕著性の判断はケースの具体的な状況に依存する。

### (b) CDC の価格下回り分析 (セクション 7.5.2.3)

CDC の調査報告書において、調査期間中の価格の下回り率の最大値が示されていたことに加えて、製品間の現実の競争関係に言及し「棒鋼などの差別化されていない製品の場合、経済行為者は価格を基準に競争する」と特に指摘している。このような条件の考慮は、価格下回りの著しさを検討と関連性を有する。

調査記録上、アセロールミッタル社やコスタリカ政府が上記の条件について異議を述べた形跡もない。

したがって、本件の事情に照らせば、CDC は価格の下回りの「著しさ」を考慮したと言え、この点に 3.2 条違反は認められない (パラ 7.143)。

さらに、コスタリカは、CDC は価格下回りがコスタリカからの輸入品「の効果により」生じたことを適切に判断していないと主張するが、かかる主張は認められない (パラ 7.150-152)。

確かに、コスタリカの輸入価格が「調査期間中に着実に増加した」という事実もある。主要な原料であるビレットの国際価格の増加が最終製品の価格に影響を与えていることを示している。これは、国内生産者であるゲルダウ社とコスタリカの生産者であるアルセロールミッタル社の両方に当てはまり、実際に国内製品とダンピングされた製品の両方の価格が上昇している。しかしながら、これらは、輸入品の価格が国内価格を下回り続けているという事実を否定するものではない。

また、コスタリカが主張するように、CDC が価格の下回りの調査において、中国及び他国からの輸入品の価格に関する追加の評価を行うべきだったとは考えない。3.2 条は、対象輸入品の価格と同種の国内品の価格との間にリンクがあることを明確に求め、両者の比較を求めている。3.2 条に基づく価格の考慮は、3.5 条に基づく因果関係の決定の基礎となる。3.5 条は、調査機関が「ダンピングの及ぼす影響により」損害が生じていることを示すことを立証する義務を課している。したがって、ダンピング輸入の悪影響から他の要因の悪影響を分離し区別する評価は、あくまでも 3.5 条の不帰責分析の中で求められる (中国 GOES 上級委判断を引用<sup>1</sup>) (パラ 7.151)。

### (c) CDC の価格押下げ分析 (セクション 7.5.2.4)

コスタリカは、CDC が「2015 年から 2017 年の期間に国内産業の価格は 6%低下した」と主張していることが「期間の傾向を反映しておらず、したがって、CDC の分析は 3.2 条の要件を満たしていない」と主張する。

---

<sup>1</sup> Appellate Body Report, China - GOES, para. 151

コスタリカは、①申請者であるゲルダウ・メタルドムが「2017年12月には、2016年12月と比較して国内産業の価格が13%上昇した証拠がある」と認めていること、②国内市場の国産品価格が2017年4月から2018年4月の間に4%上昇したこと、③国産品価格は2017年から2018年の期間に上昇して2018年はほぼ2015年のレベルに戻っていることを強調する。

これに対し、ドミニカは、①2017年の価格は2015年よりも低いこと（2017年の価格は2015年と比べて11.62%低下）、②価格効果分析の文脈では、POIの終わり近くの価格レベルを調査し、それを損害POIの開始時の価格レベルと比較することが一般的な慣行であること、③価格の推移を調査することの重要性を認識しており、現にCDCはその分析において客観的である（2017年と2018年に価格が上昇したことを認め、この増加は対象品の生産における主要原料の価格上昇と一致している。）と反論する。

AD協定3.2条は、調査機関が輸入品の影響により「価格が著しく押し下げられているか」を考慮することを求める。この分析は、「POIの期間中にダンピング輸入品の価格と国内類似製品の価格の関係における価格動向と傾向の動的評価を必要とする」と判断している（中国ステンレスAD事件上級委判断を引用<sup>2</sup>）。

CDCが言及した6%の抑制は「2015年から2017年の期間[の全年]の平均」である。2015年と2017年の価格を「始点と終点（end point to end point）」の基準で比較した場合、抑制が肯定された（※数値は秘密情報として非開示）。このようにCDCの分析は、2015年と2017年の価格の差に焦点を当てている。

しかしながら、CDCはPOI全体を通じて価格の動向を適切に考慮していない。客観的な検証を行うためには、調査機関は、①2015年から2016年にかけての価格低下（17.83%）があったこと、しかし、②2016年から2017年の期間に価格が一定程度上昇したこと、③2018年の1月から4月の期間にさらに一定程度上昇したことについても説明すべきであった（※数値はいずれも非開示）。このような説明がないままに、CDCが「始点と終点（end point to end point）」の基準で行った価格押下げ分析は、客観的でなく、したがって3.1条、3.2条に不整合である（バラ7.163）。

#### **(d) CDCの価格上昇抑制分析（セクション7.5.2.5）**

コスタリカは、①CDCが価格抑制の存在を適切に考慮せず、この抑制がコスタリカの輸入品の影響であると確立しなかったことまた、②CDCの最終決定の関連部分が国内産業の利益率について言及しているが、コスタリカからの輸入がなければ国内産業の価格が高くなっていたであろうという点についてCDCが言及していないこと等を理由に、3.1条、3.2条に違反する旨主張する。

---

<sup>2</sup> Appellate Body Reports, China — HP-SSST (Japan) / China — HP SSST (EU), para. 5.160.

これに対し、ドミニカは、CDC がダンピング輸入品によって価格が抑制されたと結論付けたと主張しており、①国内の同種品の価格がコストよりも低い割合で増加し、コストと価格の比率が著しく悪化したこと、②これが特にダンピング輸入品が増加した時期に示されていること、③損害 POI の直近においてコストと価格の締め付けがあることを理由に、ダンピング輸入品が価格抑制に対して説明力を持つことを示していると反論する。

CDC は、最終報告書に「価格抑制」の項目を設け、「価格抑制は、調査された製品の生産コストの増加が販売価格を通じて回収できない程度」と認定とされている。CDC は、国内産業の平均工場出荷価格と平均総コストを 2015 年から 18 年までで比較し、売上高に対するコストの割合の変動を確認している。この調査に基づき、CDC は平均コストが上昇するにもかかわらず、国産品の平均価格が下落したと認定した。

確かに最終報告書のこのセクションには、CDC が国内価格の抑制と利益率の低下の時期が、コスタリカからのダンピング輸入品の顕著な増加時期と一致したことについての説明が含まれていない。しかし、CDC の報告書の文脈を考慮すべきである。CDC は、損害のおそれの分析において、「平均価格と総コストを比較すると、国内産業が平均価格の上昇を適切に活用できていないこと」、「これは、コスタリカからの輸入品がドミニカ共和国に入る時期と一致しており、そのダンピングマージンは 15% で、これは最低限度（輸出価格の 2%）とされるものを超えており、ダンピング期間中の総量は 37,634.02 で、ドミニカ共和国への鋼棒やロッドの総輸入量の 3% 以上を占めていること」等を認定している。コスタリカは、この段落が「偶然の一致」にのみ言及するものであり、POI 期間中の輸入の結果としての減少を十分に示していないと主張するが、CDC の決定全体を検討すれば、CDC の分析は不十分とはいえない。第 3.2 条は、調査当局が価格抑制分析をどのように行うべきかを具体的には規定していない。最終技術報告書の 439 段落におけるアルセロールミタルの主張に対する CDC の回答は、コスタリカからの輸入の増加と国産品価格の関連を特定するものであり、CDC の価格抑制の評価の一部であるといえる。最終報告書 6.1.1 の損害分析に関する観察は、ダンピングされた輸入品の量の変化に言及している。したがって、パネルは、ダンピングされた輸入品と価格抑制分析の間の関連性について、積極的な証拠に基づいた合理的な説明を提供していると考えられる。

したがって、価格抑制分析は、3.1 条、3.2 条に不整合とはいえない（バラ 7.178）。

（注：3.1 条、3.2 条に関する争いは以上のとおりであり、コスタリカは、CDC の量効果（著しい絶対的增加及び相対的增加）に関する分析について、争っていない。）

## **b. 国内産業への影響（AD 協定 3.1 条、3.4 条）**

コスタリカは、国内産業へのインパクト分析に関し、CDC が、利益、キャッシュフロ

一、雇用、市場シェアの損失に関する分析が証拠によって裏付けられていないこと、及び国内産業に関するすべての経済的な要因及び指標を評価することを怠ったことから、AD 協定 3.1 条、3.4 条に不整合であると主張した。

ドミニカは、調査当局は、損害のおそれを認定する場合においても、3.1 条、3.4 条の国内産業への分析を行う義務があることを自認し、調査報告書の中で必要な分析を繰り返し行っていると主張した（パラ 7.189）。

本件においては、CDC は、利益、キャッシュフロー、雇用、市場シェアの損失に関する適切な検討を行っていないほか、3.4 条が求めるとおり、各要素の重要度の検討や、総合してこれらの指標が意味するところについて検討を行っていない（パラ 7.226-227）

したがって、CDC の国内産業への悪影響の検討は、AD 協定 3.1 条、3.4 条に不整合である。

### c. 実質的な損害のおそれ（AD 協定 3.1 条、3.7 条）

コスタリカは、実質的な損害のおそれの分析に関し、CDC によるダンピング輸入が大幅に増加する可能性に関する分析、及びダンピング輸入の国内価格への押し下げ又は上昇抑制効果の分析は、いずれも客観的な証拠に基づいて行われておらず、ダンピング輸入が「明らかに予見され、かつ、差し迫ったもの」でなければならないと定めた 3.1 条、3.7 条に不整合であると主張した。

AD 協定 3.7 条は、損害のおそれの判断は「事実に基づく」ものでなければならず、「明確に予見され、差し迫った」状況の変化が、近い将来にさらなる対象輸入品による損害を引き起こす方法を示さなければならない。この判断は「単なる主張、推測、または遠い可能性に基づく」ものであってはならず、米国コート紙（インドネシア）事件パネルの判断のとおり、将来起こりうる事象についての予測や仮定が適切に説明され、記録上の積極的な証拠によって支持され、予測された事象が起こる可能性が高いことを示すことが求められる。

CDC が損害のおそれを認定するために考慮した事項は以下のとおりである（パラ 7.285）。

- (i) 調査期間中、コスタリカからの輸入は総輸入量の 26-28% を占めた。
- (ii) 相対的に、これらの輸入は 2016 年から 2017 年にかけて 156% 増加し、最近の期間では 38% 増加した。
- (iii) アルセロールミタルは、調査対象の製品について年間約 35 万 MT の生産能力を持ち、2015 年にはその生産能力の 26.7% しか使用していなかったが、2016 年と 2017 年にはそれぞれ 38.5% と 48.1% に利用率が上昇し、生産能力の利用傾向は上向きだった。

- (iv) アルセロールミタルは最近の期間に 55%の自由に利用可能な生産能力を持っていた。
- (v) アルセロールミタルは、ドミニカへの棒鋼の他のすべての輸出国を代替し、国内生産の大部分を代替する能力がある。
- (vi) コスタリカからの輸入品の価格は、国内の販売価格を抑制し、国内産業の経済的および財務的指標に悪影響を与えている。
- (vii) アルセロールミタルは生産能力の利用を増加させると同時に、ドミニカへの輸出を開始し、これは同社の輸出の主要な目的地となった。
- (viii) アルセロールミタルの国内市場シェアの喪失。
- (ix) 2017年にアルセロールミタルは、国内市場での製品の増加傾向による深刻な損害を受けているとして、鋼棒等に関するセーフガード調査の開始を要請した。
- (x) アルセロールミタルの販売先の国内市場から海外への劇的な変化。
- (xi) アルセロールミタルは 2018年に他の市場への輸出販売を増加させたが、ドミニカは依然として主要な輸出市場であった。
- (xii) アルセロールミタルは、調査対象製品を含む最低月間平均 3,000MT の製品を供給し、2018年末までに[[\*\*\*]]の市場シェアを増加させるという契約上の義務を負っていた。
- (xiii) アルセロールミタルの在庫レベルの動向にもかかわらず、同社の未使用の生産能力は生産および輸出の増加を可能にする。
- (xiv) コスタリカの国内市場の制約により、アルセロールミタルの戦略は他国で製品を配置することである。

CDC の判断から明らかなように、損害のおそれの判断の主要な根拠は、輸出会社が「55%の自由に利用可能な生産能力を持っていた」という結論と、「近年、ドミニカ市場のシェアを増やしていた」という結論である。しかし、輸入の増加率の CDC の分析は、単にコスタリカからの輸入の歴史的な増加率を記述しただけである。したがって、CDC が依拠した事実は、ダンピング輸入品が過去に達したレベルで維持されるという結論を支持するかもしれないが、輸入の実質的な増加の可能性を示し、それによって損害のおそれを支持するには十分でない。さらに、コスタリカからの輸入は 2016 年以降、特に 2017 年（前年比 156%増）に大幅に増加したが、2018 年の輸入増加率は 22%に鈍化している点にも注意する必要がある（パラ 7.286）。

次に、CDC は、輸出会社が自由に利用可能な生産能力（直近での 55%の余剰生産能力の存在）があり、かかる生産能力の利用率の増加が、同社のドミニカへの輸出開始時期と一致し、調査期間中、同社の輸出の 32%から 40%がドミニカ向けであったことに注目している。しかし、輸出会社の利用可能な生産能力だけでは、さらなる輸出が「差し迫っている」という結論を支持するには不十分である（パラ 7.287）。

更に、CDC は、コスタリカが 2011 年に鋼棒の輸入関税を削減し、アルセロールミタルがコスタリカ市場での市場シェアを失ったことにより、アルセロールミタルは他国で製品を配置する戦略を立て、セーフガード調査も申し立てたと説明している。しかし、CDC は、2011 年の関税削減の影響が、将来的にドミニカ共和国へのさらなる輸入につながるほど長期的なものである理由を説明していない。むしろ、POI 中にアルセロールミタルのコスタリカ国内市場での売上は実質的に増加している。また、セーフガード措置があれば、国内市場における輸入の圧力が軽減され、国内生産者が国内販売を増やすことができると考えられるため、CDC が言及した要素はさらなる輸入が差し迫っているという結論を支持するものとは見えない（パラ 7.288-9）。

ドミニカは、CDC は「国内産業がコスタリカからのダンピング輸入品によって置き換えられないためには、価格を約 17% 下げなければならない」と計算したことをもって、十分な分析をしていた旨反論するが、この判断には、この仮定的な減少を踏まえた国内産業の将来の発展に関する（肯定的な要因の）分析が含まれていない。また、CDC は「国内産業が価格を下げないことを選択した場合、国内販売を置き換えることを許すことになる」、その結果、アルセロールミタルの生産能力の約半分、90,000MT を使用した場合、国内産業の価値に重大な影響を及ぼすなどと結論付けている。CDC のこれらの予測の基礎には、将来にわたる輸入量の増加があるが、そもそもその点について証拠上の裏付けがない。

ドミニカは、①製品の同質性による輸入品と国産品との代替の高い弾力性、②2017 年の輸入価格の国産価格の価格下回り（undercutting）を挙げて、輸入増加を示唆する。しかし、CDC も認めるとおり、輸入品の価格の上昇傾向を考慮すると、輸入品の価格が低いという事実が必ずしも国内産業の価格の大幅な低下を意味するわけではない。調査機関が将来の出来事について行う予測や仮定は、記録上の積極的な証拠によって十分に説明され、支持され、予測される出来事が発生する可能性が高いことを示さなければならない。CDC の結論がこの要件を満たしているとは考えられない（パラ 7.294）。

以上を総括すると、CDC の判断は、上述の状況において、AD 措置が講じられない限り実質的損害を引き起こすという結論に至っていない。

したがって、CDC が考慮した要因とその損害のおそれの判断における説明は、AD 協定の 3.1 条および 3.7 条に不整合である。

### c. 因果関係（AD 協定 3.1 条、3.5 条）

コスタリカは、CDC は将来の輸入と実質的損害のおそれとの因果関係に関し適切な分析をしておらず、また、不帰責性分析も不適切であるとして、AD 協定 3.1 条、3.5 条への不整合を主張した。

ドミニカは、いずれの分析も行っており、調査報告書全体を通じて説明されている旨、

反論した。

本件において、調査報告書において、輸入増加が差し迫っていることと、国内産業について言及した部分については、前述のとおり、証拠上の裏付けがない。また、調査報告書において、CDC は輸入増加以外の要因が国内産業への損害のおそれを生じさせたことの記載などはあるが、今後の（further）ダンピング輸入が実質的損害を生じさせるであろうということについては、何ら記載がない（パラ 7.318-20）。

したがって、CDC の因果関係分析は、3.1 条、3.5 条に不整合である。

### C. CDC の AD 調査開始決定（AD 協定 5.3 条）

コスタリカは、CDC が調査開始時に依拠した国内販売価格の証拠が少量の波形鋼棒 1 種のインボイスのみであったことなどを理由に、調査開始決定は「十分な」証拠（AD 協定 5.3 条）に基づかない不整合なものであると主張したが、主張はいずれも排斥された（協定整合的）。

### D. 調査手続面の瑕疵

パネルは、CDC が知れたる輸出者に対して調査申請書（別紙を含む）の写しを提供したのが調査開始約 4 か月後であったことは、AD 協定 6.1.3 条に不整合と認定した。それ以外のコスタリカによる調査手続面の瑕疵に関する主張は排斥した（AD 協定 6.4 条、6.5 条、6.7 条）。

### E. DS 手続面（付託事項の範囲外の主張（DSU6.2 条））

ドミニカは、コスタリカの主張がパネル設置要請書における付託事項（DSU6.2 条）の範囲外であると主張したが、いずれも排斥した。

## III. 判断の意義

### A. 位置付け

- ・ 本件では、調査当局の価格効果に関する認定に証拠上の裏付けがないとされたが（AD 協定 3.2 条違反）、価格効果認定における瑕疵が調査当局の「実質的損害のおそれ」に関する判断の AD 協定 3.7 条違反の根拠とされた（パラ 7.271-278）。
- ・ このようなパネルの判断は、China-GOES (DS414) 上級委員会判断で確認された AD 協定 3 条における損害・因果関係の最終判断に至る「調査事項の論理的順序（logical

- progression of inquiry)」が「実質損害のおそれ」の認定でも貫かれることを示している。
- ・ 途上国が AD 税を賦課し、パネルでその協定整合性が問われた新たな事例を提供している<sup>3</sup>。

## B. WTO 協定上の規律

- ・ 「実質的損害のおそれ」に関して、調査当局の判断を AD 協定 3.7 条違反とした先例には、Mexico – Corn Syrup (DS132)、US – Carbon steel (DS436) などがある。
- ・ Mexico – Corn Syrup (DS132) においては、損害のおそれの分析において、国内産業への影響を考慮する必要がない（3.4 条と 3.7 条は択一的な要請である）という反論が調査当局からなされていたが、本件においては、調査当局もかかる反論をしていない。

### a. 実質的な「損害」の種類

WTO 協定上、ダンピング又は補助金付与の効果によって、AD 税又は CVD を課すことができる類型として、①国内産業に対する実質的な損害が生じた場合、②国内産業に対する実質的な損害のおそれが与えられた場合、及び③国内産業の確立が実質的に遅延した場合がある（GATT6 条、AD 協定第 3 条、補助金協定 15 条参照）<sup>4</sup>。

### b. 実質的な損害のおそれに関する追加的な要件

損害のおそれに基づいて AD 税又は CVD を課税するためには、将来の損害の「おそれ」の認定を行うという特殊性から、現実には生じている損害に基づいて課税する場合の要件（AD 協定 3.1 条ないし 3.5 条、補助金協定 15.1 条ないし 15.5 条）に加えて、認定の適正さが担保されなければならない<sup>5</sup>。

---

<sup>3</sup> 関根委員「モロッコ－チュニジア産ノートに対する AD 措置 パネル報告 (DS578)」(2021 年度 WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書)

[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/3\\_dispute\\_settlement/33\\_panel\\_kenkyukai/2021/21-1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2021/21-1.pdf)

<sup>4</sup> 「国内産業の確立の実質的な遅延」については、平家正博「(本連載②)「[米国] コンテナに対するアンチダンピング調査における『国内産業の確立の実質的な遅延』の認定」本誌 45 巻 3 号 (2017) 403 頁参照。

<sup>5</sup> 損害のおそれの認定において、国内産業への影響分析 (AD 協定 3.4 条、補助金協定 15.4 条) が要求されることについては、Mexico – Corn Syrup パネル (DS132, 2000) パラ 7.125-126 参照。因果関係及び不帰責性分析 (AD 協定 3.5 条、補助金協定 15.5 条) が要求されることについては、US – Softwood

そこで、実質的損害のおそれの認定に際しては、現在の損害が、(i)「おそれ」の認定が単なる推測等ではなく、事実に基づくものであり、(ii)「損害を与える状況への変化」が、「明らかに予見され、かつ、差し迫ったもの」でなければならない(AD協定3.7条、補助金協定15.7条)。

先例上、要件(ii)は、厳格な基準であるとされており、損害のおそれの認定に際しては、(現実の)損害を認定する場合よりも考慮要因が加重され、「損害のおそれ」の段階でAD措置を発動することは、損害発生後に発動する場合よりも困難であることが明確にされた<sup>6</sup>。要件(ii)の注釈がAD協定3.7条に存在し、「近い将来においてダンピング価格による製品の輸入が相当に増加すると信ずるに足りる確かな理由」がある場合を例示しているところ、少なくともこれを満たす限りは、(ii)でいう「状況の変化」の要件を満たすと考えられる<sup>7</sup>。

更に、実質的損害のおそれの認定に際しては、次の各要素等の考慮を行い、「全体として、追加的なダンピング/補助金付輸入が差し迫っており、かつ、保護的な措置がとられない限り実質的な損害が生ずるという結論を導くものでなければならない」とされている(AD協定3.7条、補助金協定15.7条)。

- (a) 輸入が相当に増加する可能性を示す事情として、著しい対象製品の輸入増加率の有無
- (b) 対象製品が国内市場に対する輸出を増加する可能性を示す事実として、輸出者の生産能力の余剰等及び追加的な輸出を吸収することができる他国の市場の存在
- (c) 輸入されている調査対象製品の価格が国産品の価格への押し下げ又は上昇妨げを生じさせ、また、追加的な輸入に対する需要を増加させる可能性がある価格であるか
- (d) 調査対象製品の在庫
- (e) (補助金の場合には) 補助金の性格及び補助金による貿易上の影響

なお、条文は各要素を「考慮すべきである」(should consider)という文言を使用していることから、これらの調査当局は、各要素を考慮する法的義務はないとするのが先例である<sup>8</sup>。もっとも、当局の認定は、条文上、実質的な損害が生ずるという結論を導くもの「でなければならない」(must lead to the conclusion)とされているところ、実際、条文上列挙されている各要素を考慮せずに実質的な損害が生ずるという結論を導くことは困難であるように思われる。

---

Lumber VI 21.5 条上級委員会 (DS277, 2006) パラ 131-132 参照。

<sup>6</sup> Mexico - Corn Syrup パネル (DS132, 2000) パラ 7.125-126 参照。小寺彰「メキシコの米国産高糖度コーンシロップに対するアンチダンピング調査」経済産業省編『2000年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』45-46頁

([http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/wto\\_bunseki/data/00kotera.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/wto_bunseki/data/00kotera.pdf))。

<sup>7</sup> 補助金協定には同様の注釈はないが、この注釈と異なった解釈がなされるべき特段の理由はないように思われる。なお、将来の損害を考慮することは、サンセット調査においても同様であるが(AD協定11.2条、補助金協定21.2条)、AD協定3条及び補助金協定15条のような詳細な規定を置いていない。

<sup>8</sup> US - Softwood Lumber VI パネル (DS277, 2004) パラ 7.67-77。

最後に、損害のおそれに基づいて AD/CVD 課税を行う場合には、課税措置の適用につき「特別の注意」をもって検討及び決定がされなければならない（AD 協定 3.8 条，補助金協定 15.8 条）。この義務は，AD 協定 3.7 条及び補助金協定 15.7 条が定める調査過程における義務を補強する意味を有しているとする先例がある<sup>9</sup>。

本件は、経験の浅い調査当局が形式上 3.7 条の要件に言及して分析を行っているが、前提となる価格効果や量の分析に瑕疵があり、将来の差し迫った予測に関する記述も説明として不十分と判断された。（その他検討会の結果を踏まえて追記。）

以上

---

<sup>9</sup> 同上，パラ 7.33。

別紙 CDC の調査報告書における判断のポイント

対象製品に関する関税の状況

No.	8-digit tariff subheading	MFN Tariff	Preferential tariffs negotiated in free trade agreements with the Dominican Republic							
			DR-CAFTA (a as of 2015)	Cariforum-European Union (EPA)				RD-Panama	RD-Caricom	RD-Central America
				2015	2016	2017	2018			
1	7214.10.00	20 %	0 %	20 %	20 %	20 %	20 %	0 %	20 %	20 %
2	7214.20.00	20 %	0 %	20 %	20 %	20 %	20 %	0 %	20 %	20 %
3	7214.30.00	20 %	0 %	11 %	11 %	10 %	10 %	0 %	No including	20 %
4	7214.91.00	20 %	0 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %
5	7214.99.00	20 %	0 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %

輸入量の推移(絶対量)

	2015	2016	2017	January-April 2017	January-April 2018
Imports from Costa Rica	-	13,646.24	34,876.71	6,113.87	8,412.94
Imports from other origins	80,317.41	58,160.98	49,611.54	17,234.94	30,538.73
Total imports	80,317.41	71,807.22	84,488.25	23,348.81	38,951.67
Imports from Costa Rica as % of total imports	-	19.0 %	41.27 %	26.18 %	21.59 %

輸入量の推移(相対量：マーケットシェア)

Percentage	2015	2016	2017	January-April 2017	January-April 2018
Imports from Costa Rica in the total imported	-	19 %	41 %	26 %	22 %
Imports from other countries in the total imported	100 %	81 %	59 %	74 %	78 %
Total imports	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %
RPN sales in the domestic market as % of NAC	82 %	83 %	75 %	77 %	71 %
Imports from of the investigated product originating in Costa Rica Rich as % of NAC	-	3 %	10 %	6 %	6 %
Imports of the product under investigation originating in countries other than Costa Rica as % of NAC	18 %	14 %	15 %	17 %	23 %

ArcelorMittal 社の生産及び生産能力利用割合

Description	2015	2016	2017	January-April 2017	JanuaryApril 2018
Number of production lines installed (including inactive)	1	1	1	1	1
Number of production lines installed in operation	1	1	1	1	1
Maximum possible capacity of production of the IP (in MT)	350,000	350,000	350,000	116,667	116,667
Actual IP production (in MT)	100.00	154.99	258.11	100.00	75.88
Total production of the company (in TM)	100.00	144.33	180.40	100.00	90.23
Capacity utilization <sup>100</sup> (in percentage)	26.7%	38.5%	48.1%	49.8%	45.0%
Purchases of the <u>product under consideration</u> (kg, units, etc.)	0	0	0	0	0

(その他の指標：PDF の英訳を参照)